

Afterschool Kugayama Kids 利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、本サービス（以下の各条に定めます。）の提供条件及び株式会社野上アカデミー（以下「当社」といいます。）と利用者となる児童の保護者（以下それぞれ「利用者」「保護者」といいます。）との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用にあたっては、本規約の全文をお読みいただき、ご同意いただいた上で、本規約に基づく本サービスの利用契約（以下「本契約」又は単に「契約」といいます。）を締結していただく必要があります。

第一条 名称

本サービス及び本サービスを提供するアフタースクールの名称は「Afterschool Kugayama Kids」とします。

第二条 本サービスの目的

利用者が小学校の放課後の時間や小学校休假期に安心して楽しく学べるよう、滞在型学習機能付きアフタースクールサービスを提供することを目的とします。

第三条 本サービス提供場所

本サービスの提供場所は、東京都杉並区久我山 3-37-24 久我山幼稚園とします。

第四条 本サービスの内容

当社は利用者及び保護者に対し、別に定めるとおりのサービスを提供します。ただし、当社は自らの判断により、契約期間中においても、本サービスの一部の提供を停止することができます。

第五条 利用資格

利用者は、当社指定の居住区域に保護者とともに在住の小学生とします。

第六条 利用方法

1. 本規約に同意し、申込書に署名、捺印及び所定の事項（申込者の心身の状況や病歴等の重要事項を含みます。）を記入の上、お申込みをいただきます。当社がお申込みを承諾した場合、その時点において当社と保護者との間に本契約が成立し、利用者は Afterschool Kugayama Kids に入会するものとします。
2. 本契約成立後、即時に入会金をお支払いいただきます。入会金をお支払いいただけない場合、本サービスの利用を受けることはできません。
3. 利用者には、申込みの際、本サービスを定期でご利用いただく「定期利用会員」、又はスポットでご利用いただく「スポット会員」を選択していただきます。

定期利用会員・スポット会員間の変更は可能です。定期利用会員を選択した場合は、スポット預かりも併せて利用できます。

4. 原則として定期利用会員を選択した利用者に関し、当社所定の方法にて申込みいただいた上で、当社が提携する他の事業者が運営する「習い事」を利用することができます。定期利用会員からスポット会員に変更した場合、利用者は、習い事（VIM、VAMOS 及びシンキングサッカーを除きます。）を利用できなくなります。ただし、その場合でも、週3回以上の定期利用保育を2年間利用した場合に限り、3年目以降も習い事を利用できるものとします。

5. 週1回の定期利用会員の場合は、習い事の申込みが必要です。習い事の申込みがない場合、週1回の定期利用は認められません。

6. 利用者の事情に基づく本契約の解除又は個々のサービスのキャンセルがあった場合には、入会金及び利用料金は、いかなる場合も返還いたしません。

7. 月極利用料金は指定された利用日数に基づき、お支払いいただきます。契約時間の前倒し利用、または利用時間を過ぎますと、30分ごとに別途延長料金をお支払いいただきます。

8. 利用者が発熱、嘔吐、下痢等の症状がある等、本サービスの提供を受けることが適切でないと当社が判断した場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。

9. 利用者をお預かり後、利用者の体調に変化を生じた場合、保護者に連絡の上、病院にお連れすることがあります。

10. スポット預かり、昼食、夕食、延長をキャンセルする場合は、前営業日の12時までに必ずご連絡ください。ご連絡がない場合はキャンセル規定に基づき利用料金の一部又は全部をお支払いいただきます。

11. 保育日数の変更、曜日の変更、契約の解除等を希望する場合は、前月の10日までにお申し出ください。

12. 保護者の都合による振替利用は月1回（年間12回）までとし、ある月に振替を行わなかったとしても、当該振替分を他の月に利用することはできません。振替利用を希望する場合、振替元または振替先の前営業日12時までにシステムにてご登録ください。

13. 利用日が祝日の場合、他の日に振替を行うことができます（ゴールデンウィーク、年末年始12月29日から1月3日を除きます。）。ただし、振替を希望する日と同一曜日の営業日が4日以上存在する月においては、他の日への振替を行うことはできません。

14. 最大2カ月間は、定期利用の「休会」が可能です。

Afterschool Kugayama Kidsのご利用枠を確保しながら利用を一時的に

中止することで基本料金を発生させない制度です。休会される場合は、休会手

数料がかかります。

15. 当社が加入するスポーツ安全保険（当社は、任意に、同種・類似の他の保険に変更することが出来、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。以下「スポーツ安全保険」といいます。）の被保険者になることを承諾した利用者に関し、本サービスの利用を開始・継続することができます。利用者は、第8条に定める本サービスの利用料金に加えて、当該保険の掛金及びその振込手数料を支払う必要があります。支払金額・支払方法・支払時期等については別途当社が指定します。
16. スポーツ安全保険は、久我山幼稚園の敷地内のみを補償の対象としており、外出時（習い事（スイミング、サッカー、プログラミング）に向かう場合、又は個人的な習い事等の個人的理由で敷地外に出る場合を含みますが、これらに限られません。）に発生した損害については補償対象外ですので、予めよくご注意ください。
17. 定期利用会員は、各長期休暇の際に、サマースクールプラン、ウィンタースクールプラン、スプリングスクールプラン（以下、総称して「長期休暇プラン」といいます。）を利用することができます。利用方法や内容の詳細については、長期休暇プランの説明資料に記載のとおりです。
18. 長期休暇プランにおいて、予約された利用日の変更期限は、当該予約日の前営業日の正午までとします。当該変更期限までに変更を行わなかった場合、利用日に欠席をしても、利用可能回数は減少するものとし、返金・減額・振替等の対応は行いません。
20. 長期休暇プランのご利用回数が申し込んだ利用可能回数を下回った場合でも、返金・減額・振替等の対応は行いません。

第七条 感染症等の対応

1. 当社は、利用者、保護者その他の家族、又は当社の職員が後記の感染症その他空気感染又は飛沫まつ感染等により流行を広げる可能性が高い感染症や疫病（以下「感染症等」といいます。）に罹患したおそれがあると当社が判断した場合、その後の感染拡大を防ぐため、以下の各号に定める措置をとることができます。

記

インフルエンザ、結核、百日咳、髄膜炎菌性髄膜炎、麻しん、感染性胃腸炎、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、サルモネラ感染症、風しん、カンピロバクター感染症、水痘（みずぼうそう）、マイコプラズマ感染症、咽頭結膜熱、COVID-19等

- (1) 本サービスの提供中止（特定の利用者のみに対する利用停止を含みます。）

- (2) 自身又はその保護者その他の家族が感染症等に罹患した疑いのある利用者及びその他の利用者、並びにそれらの保護者に対する連絡その他の情報提供
 - (3) 早期帰宅の要請
 - (4) その他感染拡大防止に必要だと当社が判断する措置
2. 利用者が通学する小学校において、感染症等を理由とする出席停止、学級閉鎖、臨時休校その他これらに類する措置が取られた場合、又は利用者の自宅・小学校、保護者の職場が所在する地域において、感染症等が流行していると当社が判断した場合も、前項と同様とします。
3. 当該利用者が感染症等に罹患していない場合であっても、当社は前2項の措置をとることができます。
4. 第1項又は第2項の場合、利用者は、医師の書面による許可を得ない限り、本サービスの利用を再開できません。
5. 本条に定める措置により利用者又は保護者に損害（逸失利益その他の特別の損害を含みます。）が生じた場合であっても、当社はそれを一切賠償しません。
6. 本条に定める措置により、利用者が本サービスを利用できなかった場合においても、利用料金の返還はいたしません。また、振替利用の対象にもなりません。
7. 前項の規定に関わらず、当社の職員が感染症等に罹患した場合等、専ら当社側の事情において本サービスの提供を中止した場合に限り（利用者、保護者その他の家族が感染症等に罹患したおそれがあると当社が判断した場合、利用者が通学する小学校において感染症等を理由とする出席停止、学級閉鎖、臨時休校その他これらに類する措置が取られた場合、又は利用者の自宅・小学校、保護者の職場が所在する地域において、感染症等が流行していると当社が判断した場合は、いずれも対象となりません。）、利用者は本サービスの振替利用をすることができます。この場合も、利用料金の返還は行いません。なお、振替利用は、以下の各号に定める条件の範囲でのみ、行うことができます。
- (1) 本サービスを利用できなかった定期利用者に限られます。
 - (2) 振替利用ができる最大日数は、当社がその利用者に対して本サービスの提供を中止した日数とします。
 - (3) 振替利用ができる利用者は、本サービスの提供を受けられなかった曜日登録者に限られます。
 - (4) 振替利用は同一年度内に限られ、次年度に繰り越すことはできません。

第八条 利用料金の額
利用料金は、別表に定めるとおりです。

第九条 利用料金の支払方法

利用料金の支払方法は以下のとおりとし、送金手数料は全て保護者の負担とします。

- (1) 定期利用保育に対しては月極利用料金を、利用料金当月分を指定期限までに、当社指定の銀行口座宛にお振込みいただく方法によりお支払いいただきます。
- (2) スポット預かりに対してその月の利用料金を月末に精算して翌月に請求をしてお支払いいただきます。
- (3) 長期休暇プランの料金については、各プランの申込後に、当社指定の銀行口座宛にお振込みいただく方法によりお支払いいただきます。
- (4) スポットその他オプション料金は、後日月額の利用料金と一緒に振込みいただきます。

第十条 本契約の終了

1. 保護者より解約の申出があった場合、本契約は終了するものとします。ただし、支払済みの利用料金の返還は行いません。
2. 当社が以下のいずれかに該当すると判断した場合、当社は本契約の解約をすることができるものとします。
 - (1) 保護者が利用規約に違反したとき。
 - (2) 利用者又は保護者が Afterschool Kugayama Kids の名誉や信用を傷つけたとき。
 - (3) 保護者が利用料金の支払いを二ヶ月以上滞納したとき。
 - (4) その他、当社が保護者との契約関係を継続できないとき。

第十一条 遵守義務

1. 保護者及び利用者は、誠意をもって本規約に定める事項及び当社の定める運営規定を遵守します。
2. 保護者及び利用者は、その施設での生活に関して当社がなす指示を遵守します。

第十二条 当社の義務

1. 当社及び当社の職員は本サービスを提供するにあたり、利用者の生命、身体の安全及びその確保に配慮します。
2. 当社は、利用者の心身の状況の的確な把握に努め、保護者に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
3. 当社は、保護者に対して、利用者の心身の健康および生活状況について、定期的に報告します。

4. 当社は、利用者に提供したサービスについて記録し、サービス実施日から2年間これを保管します。
5. 当社は、提携医師、看護師と緊密な連携をとり、利用者の体調及び健康を管理します。
6. 当社は、不慮の災害に対する具体的な計画を策定し、関係機関との連携体制を整備するとともに、利用者及び職員の避難訓練を行うものとします。
7. 当社は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに連絡し、必要な措置を講じます。

第十三条 当社の損害賠償責任

1. 当社は、本サービスの実施に伴い、その責めに帰すべき事由により保護者又は利用者に与えた損害について賠償責任を負います。ただし、損害の発生につき、保護者又は利用者に過失が認められる場合には、当社の損害賠償責任を減ずるものとします。
2. 当社が、前項に基づき損害賠償責任を負う場合の賠償金額は、当社が加入している傷害保険と賠償責任保険に基づいて支払われる保険金額をその上限とします。ただし、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

第十四条 免責

以下の各号に該当する場合で、当社に過失が認められない場合には、当社は損害賠償責任を負わないものとします。また、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償金額は、第13条2項に定めるとおりとします。

- (1) 天災、事変、火災、盗難、詐欺及び不慮の事故その他の不可抗力により利用者が損害を受けた場合。
- (2) 保護者が、本契約締結時に、利用者の心身の状況や病歴などの重要事項について、故意に当社にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が生じた場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化など、当社の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- (4) 利用者が、第十一条に定める遵守義務に違反し、または当社及びその職員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。
- (5) 利用者の登下校時や習い事に向かう際等、久我山幼稚園からの外出時に起きた天災、事変、火災、盗難、詐欺及び不慮の事故、その他の不可抗力により利用者が損害を受けた場合。

第十五条 利用制限

本サービスの提供中に大規模地震対策特別設置法に基づく警戒宣言、台風・大雨警報等が発令された場合は以下のとおりとします。

- (1) 当社の判断により、本サービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。
- (2) 保護者への連絡ができない場合があります。
- (3) 速やかに利用者を迎えに来ていただきます。
- (4) 避難の指示が出た場合には、＜久我山幼稚園 園庭＞に避難します。
- (5) 災害用伝言ダイヤルのサービス提供がある場合、メッセージを確認して下さい。

第十六条 本規約の変更

当社は、本規約を変更できるものとします。当社は、本規約を変更した場合には、その変更内容を当社内に掲示する等、当社が別に定める方法によりその変更内容を保護者に通知します。

第十七条 誠実義務

本規約に定められていない事項については、必要に応じて当社と保護者は誠意をもって協議し、処理します。

第十八条 地位の譲渡等

保護者は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約に基づく権利もしくは義務について、第三者に対して譲渡、移転、担保設定、その他処分をすることはできません。

第十九条 有効期間

本契約の有効期間は本契約成立日から1年間とします。ただし、期間の1週間前までに当社または保護者のいずれからも解約の申出がなかった場合、更に1年間これを延長するものとし、以後1年毎に同様とします。

第二十条 管轄裁判所

本規約又は本契約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【平成23年4月1日 制定】

【平成 27 年 10 月 16 日 改定】

【平成 29 年 3 月 24 日 改定】

【令和 1 年 7 月 29 日 改定】

【令和 2 年 11 月 1 日 改定】

【令和 3 年 4 月 1 日 改定】

【令和 3 年 7 月 21 日 改定】

【令和 5 年 6 月 6 日 改定】